

## 第5期愛知県高齢者健康福祉計画の概要について

**1 目的（計画の性格）**

県や市町村における総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るための、総合的かつ具体的な指針となるもの。

**2 根拠**

- 介護保険法第118条第1項及び第4項並びに老人福祉法第20条の9第1項及び第4項

「都道府県介護保険事業支援計画と都道府県老人福祉計画は、一体のものとして作成されなければならない。」

（注）第3期計画までは、介護保険事業支援計画、老人福祉計画及び老人保健計画と一体のものとして作成。（老人保健法：平成20年3月31日で廃止）

**3 経緯等**

- 介護保険制度の導入（平成12年度）に合わせて、平成12年3月に第1期計画（計画期間：平成12～16年度）を策定。以後3年ごとに改正し、平成21年3月に第4期計画（計画期間：平成21～23年度）を策定した。
- なお、第4期計画までは「高齢者健康福祉計画」としていたが、上位計画である「あいち健康福祉ビジョン」に合わせ、第5期計画では「高齢者健康福祉計画」と名称を変更することとした。

**4 計画期間**

平成24年度から26年度までの3年間

**5 基本的な考え方****(1) 基本理念****「高齢者の自立と自己実現を地域で支える健康福祉」**

人と人とのつながり・支え合いにより、「高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせる社会の実現」に向け、施策を展開する。

**(2) 基本方針**

望ましい高齢者の健康福祉の実現に向けて、介護、予防、医療、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた具体的な取組を進める。

## 6 主な施策

### 《1》社会で支える介護（介護保険制度の円滑な運営）

- 地域包括ケアシステムを構築するための調査研究を進める。
- 居宅サービスについては、できるかぎり住み慣れた地域で生活できるよう、多様な事業者の参入の促進等を図り、目標とする利用見込み量の確保に努める。
- 施設サービスについては、真に必要な者が必要な時に利用できるよう老人福祉圏域ごとに計画的な整備を進める。

#### 【主な居宅サービスの利用見込み量】

サービス区分	現 状 (23年度見込み)	平成26年度 目 標	事 業 内 容
訪問介護	5,780,779回/年	7,856,163回/年	居宅において、介護や日常生活上の世話をを行う。
通所介護	6,381,256回/年	7,621,482回/年	デイサービスセンター等で、入浴や食事の提供、その他必要な日常生活上の世話、機能訓練等を行う。
短期入所生活介護・短期入所療養介護	1,904,069日/年	2,222,392日/年	介護老人福祉施設や介護老人保健施設に短期間入所させ、介護や日常生活上の世話等を行う。

#### 【主な施設系サービスの整備目標】

サービス区分	現 状 (平成24年2月末現在)	平成26年度 目 標	事 業 内 容
介護老人福祉施設	20,201人	22,494人	常に介護が必要で自宅での生活が困難な者に介護などの世話をを行う施設。
介護老人保健施設	17,437人	18,628人	病状が安定している者が、看護や介護などのサービスを利用できる施設。
特定施設入居者生活介護	7,380人	8,701人	入浴等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行う有料老人ホーム、軽費老人ホーム等の施設。

#### ○ 介護保険料

第5期計画期間における平均保険料：4,768円

第4期計画期間の平均保険料（3,941円）から827円（21.0%）の増額となった。

## 《2》認知症高齢者支援対策等の推進

- 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を支援できる「認知症サポーター」の養成や、地域のかかりつけ医に対する診断の知識・技術の習得や家族支援に関する研修を実施する。
- 認知症の早期発見・診断・治療、相談等を実施する専門医療機関として「認知症疾患医療センター」の設置を進める。
- 「あいち介護予防支援センター」において、認知症対応や、高齢者虐待対応のため、市町村職員等の研修を行う。

項目	現 状	平成 26 年度 目 標	事 業 内 容
認知症サポーターの養成	133,380 人 (平成 24 年 1 月末現在) (名古屋市を除く)	170,000 人	認知症を正しく理解する認知症サポーターを養成する。

## 《3》介護予防（要介護にならないための予防）と生活の支援

- 「愛知県介護予防推進会議」において、市町村が行う介護予防事業等の実施状況について分析・評価を行い、効果的に事業が実施できるよう支援する。
- 「あいち介護予防支援センター」において、あいち介護予防リーダーの養成や、介護予防プログラムの開発・普及を行うとともに、市町村職員等に研修を行い、介護予防事業を実施する市町村等に専門的な立場から支援する。

項目	現 状	平成 26 年度 目 標	事 業 内 容
介護予防リーダーの養成	411 人 (平成 24 年 1 月末現在)	1,000 人	健康づくりリーダーに介護予防を付加した介護予防リーダーを養成し、介護予防活動を推進していく。

- 支援を必要とするひとり暮らしの高齢者などの地域生活を支えるため、市町村、NPO、ボランティア等の多様な実施主体により様々な生活支援（見守り、配食、財産管理等）サービスが提供されるよう支援する。
- 市町村における高齢者見守りネットワークの実施状況等を調査・分析し、情報提供するなど、地域におけるネットワークづくりの支援を行う。

## 《4》高齢者の雇用・生きがい対策の推進

- あいちシルバーカレッジの定員増を図るとともに、学習内容を充実する。
- 65 歳まで働ける雇用確保措置の充実および円滑な実施を行う企業の増加を図るとともに、「70 歳まで働ける企業」の実現への普及・啓発に取り組む。

## 《5》高齢者の自立を支える福祉環境の構築

- 在宅医療の実態についての調査・研究を行い、在宅医療を継続するうえでの課題の把握や、在宅医療に携わる多職種の有効な連携のための方策を検討する。
- 医師、看護師、介護支援専門員などの医療福祉従事者に対し、在宅チーム医療を展開するための研修を実施する。
- かかりつけ医を支援する地域医療支援病院については、二次医療圏に1か所以上の整備に努める。
- シルバーハウジングなど、高齢者の入居に適した公共賃貸住宅の整備を進めるとともに、既存の公共賃貸住宅における高齢者向けの住宅改善を進める。
- 民間の賃貸住宅について、バリアフリー化がなされ、緊急通報装置等により安否確認サービスを提供できる高齢者向け賃貸住宅の供給を促進する。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図る。

## 《6》高齢者が安心して利用できるサービス提供システムの構築

- 高齢者の保健・医療・福祉を支えるマンパワーは、多くの職種と多くの人数を必要とする。必要なマンパワーの確保に向けての計画的な人材確保に努めるとともに、資質の向上を図る。
- 介護職員が、たん吸引等の医療行為を必要に応じて行うことができるよう、体制の整備に努める。

## 7 検討体制

- 「愛知県高齢者健康福祉計画策定検討委員会」（委員長：加藤幸雄日本福祉大学学長）を開催し、学識経験者や関係団体等の意見を聴きながら策定した。

## 8 策定の経緯

平成 23 年 8 月 23 日	第 1 回策定検討委員会
12 月 19 日	第 2 回策定検討委員会
平成 24 年 1 月 24 日	
~2 月 23 日	パブリックコメント
3 月 21 日	第 3 回策定検討委員会
3 月 30 日	決定